

## 第27号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項中「は、同条第1項の規定による次の表の左欄に掲げる報告書の提出の期限は、同欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる」を「の同条第1項の規定による報告書の提出の期限は、規則で定める」に改め、同項の表及び同条第2項を削る。

附則に次の1項を加える。

（狩猟税の税率の特例）

23 法第700条の52第1項第1号又は第2号に規定する網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間に環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条第1項の規定に基づき、わなを選択して狩猟免許を受け、当該免許に係る狩猟者の登録（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第43条の規定による狩猟免状の交付の日から3年以内の狩猟者の登録に限る。）を受ける農業又は林業に従事する者として規則で定める者（規則で定める者が当該規則で定める者である旨を証明する場合に限る。）の登録に係る狩猟税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第700条の52第1項第1号に該当する者 8,200円

(2) 法第700条の52第1項第2号に該当する者 5,500円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例第69条の規定は、この条例の施行の日以後に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引

取りを行った者についての地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の20の2第1項の規定による報告書の提出について適用し、同日前に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者についての同項の規定による報告書の提出については、なお従前の例による。